

## 鳥取県介護予防・生活支援サポーター創出支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、介護予防・生活支援サポーター創出支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、市町村及び南部箕蚊屋広域連合（以下「市町村等」という。）による住民参加型の介護予防・生活支援サービスの創出等を支援し、全県への展開を促すことで、住民が様々な形で介護予防・生活支援の担い手（サポーター）として活躍できる環境の整備につなげることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「サポーター制度」とは、65歳以上の住民等がボランティア活動者となって実施される住民参加型の介護予防・生活支援制度であって、在宅生活の支援又は介護施設・事業所、介護予防教室若しくは集いの場等におけるボランティア活動の実績に応じた報奨を市町村等が付与する等の仕組みをいう。

### (交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、サポーター制度の創出又は既存のサポーター制度の拡充（活動範囲の拡大、報奨の充実又はその他の取組みにより、制度の利用促進、サポーターの増加又はその他の活動促進につながるもの）に取り組む市町村等とする。ただし、同一の取組みによる補助は、3年間を上限とする。

### (補助金の交付)

第5条 県は、第2条の目的を達成するため、前条に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、前条に掲げる交付対象者ごとに、別表1の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）と同表の第3欄に掲げる額を比較していずれか低い額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以下とする。

3 本補助金の交付は、同一事業年度内において、1市町村等につき1回とする。

4 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書は様式第1号とし、申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別表1の第5欄に掲げるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費総額の増額及び2割を超える減額以外の変更とする。

2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第17条第2項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第2号の場合にあつては、対象事業の中止もしくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 前号以外の場合にあつては、対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書は様式第5号とし、報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別表1の第6欄に掲げるものとする。

3 本補助金の交付を受ける市町村等は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 本補助金の交付を受ける市町村等は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第9号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月20日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

別表1（第5条、第6条、第9条関係）

1	2	3	4	5	6
事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	申請添付書類	実績添付書類
<p>第4条に掲げる者</p>	<p>報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が10万円以下のものに限る。）、備品購入費（介護予防のための器具等を購入する場合は、単価10万円以下のものに限る。）、負担金</p> <p>※ボランティア活動者に65歳未満の住民が含まれる等の場合は、事業費に対し事業の実情をふまえた按分率を用いるなど、合理的な方法により補助対象経費を定める。</p>	<p>800千円</p> <p>※ただし、既存のサポーター制度の拡充の場合は400千円とする。</p>	<p>1/2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第2号</li> <li>・様式第3号</li> <li>・様式第7号</li> <li>・様式第8号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第3号</li> <li>・様式第6号</li> <li>・様式第7号</li> <li>・様式第8号</li> </ul>

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

(申請者)  
(〒 ー )

住 所 :

申請者氏名 :

印

年度介護予防・生活支援サポーター創出支援事業補助金  
交付申請書

介護予防・生活支援サポーター創出支援事業補助金の交付を受けたいので、  
鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業の名称	
算定基準額	
交付申請額	
担当者連絡先	担当者名 : 電話番号 : (                    ) ー
添付書類	1 事業計画書 (様式第2号) 2 経費に関する調書 (様式第3号) 3 支出予定額内訳書 (様式第7号) 4 収支予算書 (様式第8号)

様式第2号（第6条関係）

年度介護予防・生活支援サポーター創出支援事業 事業計画書

市 町 村 等 名			
区 分		新 規 ・ 拡 充	
事 業 名			
事業開始(予定)日 (新規の場合のみ)		年 月 日	
事業概要	事業目的		
	対 象	活動者	
		利用者 又は施設	
	活動場所		
	報奨等の概要		
	拡充の概要 (拡充の場合のみ)		
	その他		
総事業費(予算)	円 (うち対象経費		円)

<他の補助金の活用>

活用の有無	補助金名、事業内容及び問合せ先

※実施要綱に記載がある事項は、実施要綱の添付により記入に代えてもよい。

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを表左欄に記載すること。

※「有」の場合は、活用する補助金名、その事業内容及び当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名団体名及び連絡先）を表右欄に記載すること。

様式第3号（第6条、第9条関係）

年度介護予防・生活支援サポーター創出支援事業  
事業の実施に要する経費に関する調書（精算額算出内訳）

（単位：円）

事業名	区分 ※1	総事業費 (A)	寄付金その他の 収入の額 (B)	差引額 (A) - (B)	補助対象経費 (C)	交付基礎額 (D)	交付所要額 (E)
合 計							

※1：「新規」又は「拡充」のいずれかを記入してください（第4条）。

第 年 月 日

様

鳥取県知事 平井 伸治

年度介護予防・生活支援サポーター創出支援事業補助金  
交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった介護予防・生活支援サポーター創出支援事業（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業 年度介護予防・生活支援サポーター創出支援事業補助金
- 2 交付決定額等  
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。
  - (1) 算定基準額 金 円
  - (2) 交付決定額 金 円
- 3 交付額の確定  
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県介護予防・生活支援サポーター創出支援事業補助金交付要綱（平成30年6月20日付第201800077878号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第5条第2項及び第7条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の交付決定額）のいずれか低い額により行う。
- 4 補助規程の遵守  
本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

（申請者）  
（〒 ー ）

住 所：

申請者氏名：

㊞

年度介護予防・生活支援サポーター創出支援事業補助金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、  
鳥取県介護予防・生活支援サポーター創出支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記  
のとおり報告します。

記

補助金等の名称	介護予防・生活支援サポーター創出支援事業補助金	
交付決定	算定基準額	交付決定額
	円	円
実績	円	円
差引	円	円
添付書類	1 精算額算出内訳（様式第3号） 2 事業報告書（様式第6号） 3 支出額内訳書（様式第7号） 4 収支決算書（様式第8号）	



年度介護予防・生活支援サポーター創出支援事業 事業報告書

市 町 村 等 名			
区 分		新 規 ・ 拡 充	
事 業 名			
事業内容・効果 (拡充の場合は拡充に関わること)			
実 績 概 要	登録者数	名 ( 年 月 日 時点 )	
	活動者数	名	
	活動実績	延 回 ・ 延 時間	
	活動内容		
	報奨支給総額 (該当の場合のみ)	円	
その他			

<他の補助金の活用>

活用の有無	補助金名、事業内容及び問合せ先

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを表左欄に記載すること。

※「有」の場合は、活用する補助金名、その事業内容及び当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名団体名及び連絡先）を表右欄に記載すること。

様式第7号（第6条、第9条関係）

年度介護予防・生活支援サポーター創出支援事業 支出予定（支出）額内訳書

経費の内容 (A)	支出予定(支出)額 (B)	うち対象経費となる支出予定(支出)額 (C)	補助金額 (C) * 1/2	積算内訳 (Cの内訳)
合計				

(注)委託料は、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難であったとみとめられる場合については、この限りでない。

(注)事業報告の際は、支出額の根拠となる書類及び支払いを証明する書類を添付すること。

年度介護予防・生活支援サポーター創出支援事業 収支予算（決算）書

（申請者名）

1 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減	備 考
県補助金				
合 計				

2 支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減	備 考
合 計				

第 年 月 号  
日

鳥取県知事 平井 伸治 様

(申請者)  
(〒 - )

住 所 :

申請者氏名 : ⑩

年度鳥取県介護予防・生活支援サポーター創出支援事業補助金に係る消費税  
控除仕入税額報告書

年 月 日付第 号で交付の決定通知（又は変更決定）があった補助金について、鳥取  
県介護予防・生活支援サポーター創出支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第9条  
第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付要綱第9条の規定による補助金額の確定額 ( 年 月 日付第 号による補助金交付決定額)	金	円
2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 内訳資料及びその他参考となる資料を添付してください。